

県南広域振興局長告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、猿ヶ石北部土地改良区（花巻市）の定款の変更を認可した。

平成25年10月1日

県南広域振興局長 遠藤達雄